

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

(変更)

	担当課	都市計画課	検索番号	3-8
法令名	都市計画法	根拠条項	4 5	
許認可等	開発許可に基づく地位の承継の承認			
<p>(根拠規定)</p> <p>許可に基づく地位の承継の承認については、地位を承継しようとする者が、開発行為を遂行することができる状況になければならない。</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>主として、申請者が適法に当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権限を取得しているかどうか、主として、自己の居住の用に供する住宅の建築又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設(1ヘクタール以上のものを除く)の用に供する開発行為以外の開発行為にあつては、当初の許可どおりの開発行為を行うために必要な資力及び信用があるかどうか等に求めることになる。</p> <p>開発行為に関する工事をむやみに途中で廃止されると、その周辺の地域に対して溢水等の被害を及ぼしたり、公共施設の機能を阻害したりするおそれが出てくる。このため、地位を承継しようとする者が開発行為を遂行できる状況にあることの確認が本条により求められることになる。</p>				